

令和5年度



三次市下水道事業会計予算

三 次 市

議案第9号

令和5年度三次市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度三次市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 処理面積 | 1,286 ha |
| (2) 年間総処理水量 | 2,911,970 m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 7,978 m ³ |
| (4) 建設改良費 | 997,077 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		2,176,063 千円
第1項 営業収益		557,654 千円
第2項 営業外収益		1,618,409 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		2,176,063 千円
第1項 営業費用		2,076,617 千円
第2項 営業外費用		96,946 千円
第3項 特別損失		500 千円
第4項 予備費		2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 589,995 千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 31,691 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4,731 千円、過年度分損益勘定留保資金 237,499 千円及び当年度分損益勘定留保資金 316,074 千円で補てんするものとする。）。

収	入
第1款 資本的収入	1,408,458千円
第1項 企業債	814,300千円
第2項 国庫補助金	426,690千円
第3項 県補助金	6,520千円
第4項 他会計負担金	136,700千円
第5項 負担金等	24,248千円
支	出
第1款 資本的支出	1,998,453千円
第1項 建設改良費	997,077千円
第2項 企業債償還金	1,000,776千円
第3項 予備費	600千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (千円)
排水設備改造資金に対する利子補給	令和5年度から 令和10年度まで	令和5年度融資資金に対する利子補給額
排水設備改造資金貸付に係る取扱金融機関に対する損失補償	令和5年度から 令和10年度まで	各金融機関が貸し付けた額に対して受けた損失額
一般廃棄物処分等委託業務	令和5年度から 令和6年度まで	契約に定める額
産業廃棄物処分等委託業務	令和5年度から 令和6年度まで	契約に定める額
排水設備工事検査等委託業務	令和5年度から 令和6年度まで	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道施設整備事業	351,900 千円	証書借入	年 5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債に借換えをすることができる。
資本費平準化	419,800 千円			
特別措置分	42,600 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 115,725 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、950,357 千円である。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種類	名称	数量
機械及び装置	ポンプ設備	1 式
機械及び装置	電気設備	1 式

令和5年2月24日提出

三次市長 福岡 誠志